

田辺市談合情報対応マニュアル

1. 談合情報としての判断

入札に付そうとする建設工事等（調査、測量、設計業務等を含む。）について、入札談合に関する情報があった場合に、その情報を談合情報として取り扱うか否かについては、下記により判断するものとする。

（入札執行前に入札談合に関する情報があった場合）

（1）当該情報が次のいずれかに該当する場合には、談合情報として取り扱う。

談合がなされたことを示す具体的物証（例えば録音テープ、談合メモ、談合の現場写真等）があるとき。

情報提供者の氏名及び連絡先が明らかであり、かつ、具体的な入札日時、対象工事名、落札予定者及び入札予定金額を含む内容であるとき。

情報提供者が匿名の場合にあっては、具体的な対象工事名、落札予定者名及び落札予定金額を含み、かつ、次のいずれかの事項を含む内容であるとき。

ア．談合に関与した具体的な業者名

イ．談合が行われた日時及び場所

ウ．談合のルールや談合の方法

エ．その他談合に参加した当事者以外に知り得ない事項

情報提供者が匿名の場合で、具体的な対象工事名、落札予定者名及び落札予定金額を含む内容だけで、前述の に掲げた事項のア、イ、ウ、エを含まない情報があった場合には、入札を執行し、情報と入札の結果との比較により、取扱いを決定する。

（2）発注担当課長は、談合情報と判断した場合には、情報の内容を別記第1号様式の談合情報報告書にまとめ、直ちに資格審査委員会（以下「委員会」という。）の庶務を処理する契約課へ電話等により通報し、速やかに談合情報報告書等（入札執行調書、工事概要書等参考となる資料を添付）を契約課に提出するものとする。

なお、報道機関等から談合情報が寄せられた場合、上記内容を確認するとともに、情報内容が不足の場合、協力依頼を行い、今後のために情報が寄せられた場合はできるだけ詳しく確認してもらうよう要請を行う。

（入札執行後に入札談合に関する情報があった場合）

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意する必要があるが、当該情報が次のいずれかに該当する場合には、談合情報として取り扱う。

談合がなされたことを示す具体的物証があるとき。

情報提供者の氏名及び連絡先が明らかであり、かつ、談合に参加した当事者以外

に知り得ない事項を含む内容であること。

2. 事情聴取及び資格審査委員会での審議

(1) 事情聴取の方法等

事情聴取は、各発注担当課及び契約課の職員により行うものとする。また、聴取の相手は代表者、又は会社の役員等責任ある立場の者が必要であるので、事情聴取の日時等連絡の際には、この旨を伝えるものとする。

事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、別記第3号様式の質問項目を参考とした事情聴取項目について、1社ずつ面談室等に呼び出し、聞き取りを行うものとする。なお、集合場所には必ず、職員を配置し情報交換を防止すること。

入札執行前の事情聴取は、具体的物証がある場合等、必要最小限で行う。

聴取結果については、別記第3号様式により事情聴取書を作成するものとする。

(2) 資格審査委員会への報告（提出内容）

事情聴取を行った場合及び情報と入札結果がすべて一致し、入札を無効とした場合は、資格審査委員会に以下のとおり報告するものとする。

談合情報への対応（経過）

談合情報報告書

事情聴取書

入札結果一覧表

その他必要とする書類

ただし、入札執行前の場合は、～

3. 資格審査委員会の審議結果と取扱い

(1) 入札執行前に談合情報を把握した場合

入札執行前に事情聴取した場合

ア 談合の事実が認められる場合 入札執行の延期又は中止

イ 談合の事実が認められない場合 注意喚起を行い、入札執行

入札執行後に事情聴取した場合

ア 談合の事実が認められる場合 入札の無効

イ 談合の事実が認められない場合 落札決定

(2) 入札執行後に談合情報を把握した場合

契約締結前に事情聴取した場合

ア 談合の事実が認められる場合 入札の無効

イ 談合の事実が認められない場合 契約締結

契約締結後に事情聴取した場合

ア 談合の事実が認められる場合 契約解除又は工事継続

イ 談合の事実が認められない場合 工事継続

4 . 注意喚起 (入札執行に係る注意事項)

資格審査委員会の審議の結果、談合の疑義なしとして入札を執行する場合には以下のとおり注意喚起を行う。

本件入札について談合があったとの通報があったが、入札条件ほか関係法令等を遵守し、厳正に入札すること。

入札執行後、情報内容と全て一致、若しくは極めて疑わしい場合等には、田辺市建設工事等競争入札執行要領第 5 項の規定に基づき、入札は無効とする。

5 . 入札結果と対応

情報内容と入札結果が全て一致の場合

(落札予定者が一致し、情報金額と落札金額が一致またはその金額の差が予定価格の $\pm 0.5\%$ 以内の場合) 入札の無効

情報内容と入札結果が一部一致する場合

(落札予定者が一致し、情報金額と落札金額の差が予定価格の $\pm 2\%$ 以内で落札率が 90% 以上の場合) 落札決定の保留 事情聴取 資格審査委員会での審議

審議の結果 落札決定か入札の無効

落札予定者が不一致の場合 落札決定

異なる複数の情報がある場合、または金額幅が大きい場合 (情報金額と落札金額の差が予定価格の 2% を超える場合) は談合情報として取り扱わない。

6 . 入札の無効後の業者選定方法

原則として、すべての業者を入れ替えるものとする。この場合には事情聴取を行わない。ただし、工事内容を変更する場合は、事情聴取を行い、談合の事実が認められた場合は、同一業者の入札参加を認めず必要な措置をとる。

7 . 公正取引委員会への通報

公正取引委員会への通報等は、発注機関の長が行うものとし、情報入手、事情聴取から入札等に至る一連の手續等が終了した後に、別記第 2 号様式によりまとめ、公正取引委員会へ通報するものとする。

なお、寄せられた談合情報の内容が刑法第 96 条の 3 第 2 項のいわゆる刑法上の談合罪にあたる疑いがあると思われるときは、警察当局にも通報 (別記第 2 号様式) するものとする。

また、談合情報として取り扱った案件だけでなく、入札時における入札参加者の行動から、発注機関の経験や寄せられている情報等を踏まえ、入札談合があると推測できる場合についても、別記第2号様式により通報するものとする。

公正取引委員会の窓口

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第1審査課（大阪市中央区大手前四丁目1-76大阪合同庁舎第4号館10階電話06-6941-2193）

8. 報道機関への資料提供及び対応

資格審査委員会として必要に応じ、報道機関へ資料提供を行う。

附 則

このマニュアルは、平成17年10月3日から施行する。

別記第1号様式

談 合 情 報 報 告 書

平成 年 月 日

情報把握日時		平成 年 月 日 () 時 分
情報提供者		
情報の出所		情報提供者が報道機関等で間接通報者の場合
情報手段		・電話 ・文章 ・面接 ・報道 ・その他 ()
情 報 内 容	入札(予定)日	平成 年 月 日 () 時 分
	工事番号・工事名	平成 年度 第 号
	談合日時	平成 年 月 日
	談合場所	
	談合者	
	落札予定者	
	落札予定金額	円
	物証の有無	有り () ・無し
その他		
応答の概要		
受信者	所 属 部 課 係 職 名 氏 名	

情報手段が書面の場合は当該書面の写しを添付すること

別記第2号様式

第 号
平成 年 月 日

公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所長様

和歌山県警察本部刑事部
捜査第二課長様

田 辺 市 長

談合情報に関する資料の送付について

田辺市発注の 工事の入札に係る談合情報に関連する資料を、別添のとおり送付します。

記

- 1 談合情報報告書
- 2 事情聴取書
- 3 入札執行調書
- 4 入札に関する連絡（無効、延期、取消し）
- 5 その他

別記第3号様式

事 情 聴 取 書

()

工事番号・工事名	平成 年度 第 号		
業 者 名			
被 聴 取 者 職・氏 名			
日 時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
場 所			
質 問 事 項	聴 取 内 容		
1 仕様書の閲覧は誰が行いましたか。			
2 現場の確認はしましたか。 確認した場合、誰が確認しましたか。			
3 積算見積は誰が行いましたか。また、積算に どれくらいの時間を費やしましたか。			
4 どのような方法で積算し、最終決定は誰が行 いましたか。			
5 今回の積算で価格設定の難しかった単価・内 訳はありましたか。			
6 同じ積算方法であれば、見積価格が同額にな ることはありますか。			
7 受注意欲はありますか。			
8 今回の情報について、どう思われますか。			
9 談合防止のための社内対策はありますか。			
10 その他必要な事項			

質問内容は談合情報の内容により適宜変更すること。